

令和2年12月15日  
国 税 庁

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年  
国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等に対する意見募集の結果について

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税  
庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等につきましては、令和2年11月6日（金）から12月  
10日（木）まで郵送、ファックス、インターネットを通じて意見募集を行ったところ、3通の御  
意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見の概要と御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

御意見の全文は財務省地下1階閲覧窓口において閲覧に供します。

今回、御意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼申し上げます。

御意見の受理状況

○郵便等によるもの	0通
○FAXによるもの	0通
○インターネットによるもの	3通
合 計	3通

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等に対して提出された御意見の概要及び国税庁の考え方

御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
<p>本改正案については、賛成です。</p> <p>国内のワイン造りに使用できる添加物について、海外のものとの齟齬の解消は、ワイン製造者だけでなくワイン輸入者にとっても大きな課題でした。仕向国別に仕様の異なるワイン造りが必要となり、工程を煩雑にしておりました。また、輸入者にとっては、その都度使用添加物の確認と調整が必要となっておりました。</p> <p>本改正だけでなく一連の添加物に関する改正は短期間で実行され、業界に関わるものとしても感謝する次第でございます。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>改正に賛成です。</p> <p>ぶどうを主原料にした果実酒及び甘味果実酒の製造において、キチングルカン、ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体及びDL-酒石酸カリウムの使用を認めることにより、果実酒及び甘味果実酒への効果的な使用が可能となるため、国内ワイン製造者の製品の品質等の向上に大きく寄与するものであります。</p>	
<p>日EU経済連携協定（日EU・EPA）の大枠合意に基づく内容であり、本改正が国内ワイン市場の活性化および日本ワインの新たな市場確保につながる内容と認識しております。</p> <p>今回追加の添加物によって、国内製造ワインの品質向上およびコスト低減が期待できます。</p>	